

ネット&ライン Net & Line

2025 Winter
No. **187**

特集

生成AIで変わる業務のかたち

システム標準化 「行政事務標準文字」の対応

振り仮名法制化の対応



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES
ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162/ISO 27001



IS 80162/JIS Q 27001

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号 : (0584) 47-6586



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

迎春

令和七年 元旦 一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター

旧年中は、当センターの運営につきまして御指導、御協力を賜り、誠にありがとうございました。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

評議員

豊田 富士人	(議長・大垣市副市長)
大野 純生	(岐阜県清流の国推進部デジタル推進局 情報システム課長)
廣瀬 悟	(岐阜市行政部長)
上田 和史	(高山市副市長)
森川 哲也	(関市副市長)
今井 亨	(中津川市副市長)
浅野 昌彦	(岐阜県市長会事務局長)
村井 隆文	(笠松町副町長)
山村 和弘	(岐阜県町村会事務局長)

理事

後藤 茂樹	(理事長)
佐野 雅哉	(理事・事務局長)
渡辺 喜	(理事・総務企画部長)
森田 哲也	(理事・ソリューション推進部長)

監事

豊田 敏博	(羽島市会計管理者)
福安 健司	(関ヶ原町会計管理者兼税務課長)
間瀬 修	(大野町会計管理者兼会計課長)

職員一同

ネット&ライン
Net & Line

2025 Winter No.187

CONTENTS

■ 特集

生成AIで変わる業務のかたち 2

岐阜大学 工学部 電気電子・情報工学科 情報コース 教授
人工知能研究推進センター センター長
加藤 邦人

システム標準化 「行政事務標準文字」の対応 8

ソリューション推進部企画開発課

振り仮名法制化の対応 10

アウトソーシング事業部情報振興課

■ センターニュース 12

■ 新規システム導入状況 12

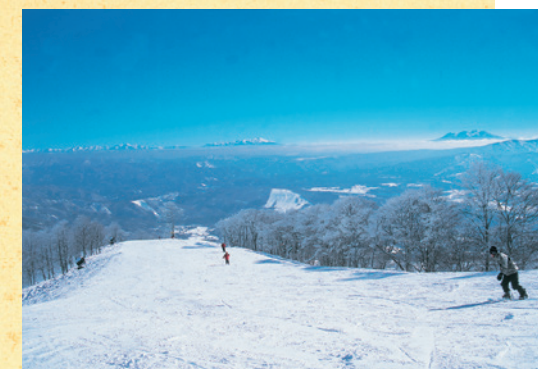


～ウインターリゾート王国～ 郡上市

郡上市は、10のスキー場を擁する西日本最大級のウインターリゾートとして高く評価されています。多様なニーズに応える豊富なゲレンデが整備されており、ファミリー向けから上級者向けまで、冬山を愛する全ての方々が楽しむことが可能です。ここでは、郡上市のスキー場でご体験いただける「長い」楽しみ方を3点ご紹介します。

- ①「長い」距離を滑ることができます。郡上市には、滑走距離が驚異の5000メートルを誇るロングコースが存在し、広大な自然の中を存分に楽しむことが可能です。
- ②郡上市のスキー場では「長い」時間滑ることができます。早朝から営業を開始するサンライズ営業や、オールナイトで滑ることができるゲレンデもご用意しております。
- ③「長い」期間滑ることができるという特長があります。11月にオープンするゲレンデや、春スキーを楽しめるゲレンデもあり、約6か月間にわたり滑走をご堪能いただけます。

このほか、ウインターリゾートとしての特性を活かし、スキー場間を移動する無料シャトルバスも運行しています。お子様向けのファミリーゲレンデや室内施設も充実しており、レンタル設備が整っているため、手ぶらでお越しいただけます。郡上市では、素晴らしいウインタースポーツ体験が皆様をお待ちしております。



郡上市高鷲町のスキー場



郡上市明宝のスキー場

生成AIで変わる業務のかたち

岐阜大学 工学部 電気電子・情報工学科 情報コース 教授
人工知能研究推進センター センター長
加藤 邦人

1 はじめに

2022年末のChatGPTの公開以降、生成AIは私たちの生活や仕事に大きな影響を与えています。文章作成、画像生成、プログラミングのサポートなど、その活用範囲は急速に広がっており、多くの企業や組織で業務改善のツールとして導入が進んでいます。

生成AIの特徴は、人間のような自然な対話が可能であり、複雑な質問に対しても文脈を理解した回答ができることです。また、大量のデータから必要な情報を抽出し、要約したり、新しい提案を行ったりすることもできます。これまでのAIツールとは異なり、より柔軟で創造的な支援が可能になっています。

しかし、生成AIを効果的に活用するためには、その特性と限界を正しく理解することが重要です。生成AIは時として誤った情報を含む回答をすることがあり(幻覚と呼ばれています)、また、入力する指示(プロンプト)の質によって出力の質が大きく変わることも知られています。さらに、

セキュリティや個人情報保護、著作権など、運用面での注意点も存在します。

一方で、適切に活用することができれば、生成AIは業務効率の大幅な向上をもたらす可能性を秘めています。定型的な文書作成の時間を短縮し、その分を創造的な業務に充てることができます。また、過去の資料やデータの分析を支援することで、新しい知見や提案を導き出すことも可能です。

本稿では、生成AIの基本的な仕組みから具体的な活用方法、注意点に至るまで、組織での導入・活用に必要な情報を体系的にまとめています。特に、実務での活用を念頭に、具体的な事例や運用上の留意点などを詳しく解説します。

さて、ここまでの文章は生成AIのひとつであるClaude3.5に以下のプロンプト(指示文)で書かせた文章です。解説の「はじめに」としてはいかがでしょうか？

図表1 「はじめに」を書くためのプロンプト例

岐阜県市町村行政情報センターの広報誌で生成AIについての記事を書きます。8500文字です。岐阜県市町村行政情報センターは行政のDX化を推進する一般財団法人です。生成AIを活用して業務を改善するためにはどうすればよいか。利用上の注意点をふまえ、今後の生成AIの活用方法等について書きます。まず章立てを考えてください。

【出力された章立てを確認した後】

では、はじめにを書いてみてください。
あまり行政にこだわらなくてもいいです。一般論で書いてください。
ですます調で書いてください。

たったこれだけの指示で、以上のような「はじめに」を書いてくれました。修正したのは数文字だけです。このままですと、どこにでもある文章ですし、少し物足りないようにも感じますが、ベースとなる文章としては十分です。さらにプロンプトのやり取りを重ねれば、もっと魅力的な文章になると思われますが、ここではそれは

しません。まずは、これくらいの指示だけで、十分実用的な文章が出力可能、という生成AIの実力をお見せしたかったからです。本稿では、このような生成AIの基礎知識や活用方法、具体例、活用における注意点を紹介しようと思います。なお、本稿はもちろんのこと生成AIを活用して執筆しています。

2 生成AIの基礎知識

1. 生成AIの仕組みと特徴

まずは、生成AIとはなんであるかからはじめます。人工知能(Artificial Intelligence: AI)は、人間のような「知的な」情報処理技術一般を意味します。現在のAIブームの根幹は深層学習(Deep Learning)技術を用いたAIです。深層学習は「巨大なニューラルネットワーク」です。ニューラルネットワークは、脳の脳神経細胞をモデル化した機械学習法の一つです。

人工知能、深層学習、ニューラルネットワーク、機械学習、なんだか難しそうなキーワードを羅列してしまいましたが、一言で言えば、「人間の脳のようなものをコンピュータの中で実現する技術」で、ここは良いと思います。このニューラルネットワークの学習のためには大量の学習データが必要になります。大量の学習データを用意して、ニューラルネットワークの学習を行うことで、認識や分類、識別、生成など「知的な情報処理」が可能となります。

さて、では生成AIとはなんでしょう。生成AIは、何かを生成するAIです。当たり前ですが、最近ここを混乱した記事や報道が多いので、おさらいしましょう。

「これは犬ですか？猫ですか？」と画像を見せると答えるAIを作ったとします。答えは「犬」、もしくは「猫」です。これは、分類問題と呼ばれます。犬か猫かを分類するAIです。これは、なにも生成していません。単なるAIです。

一方、生成AIは何かを生成するAIです。「なにか」とは、例えば画像であり、文章であり、音声であり、音楽であり、動画であったりします。このような「なにか」を生成できるAIを生成AIといいます。その中でも、近年大騒ぎをしているのは、大規模自然言語モデル(Large Language Model: LLM)と呼ばれる文章を生成する生成AIです。ChatGPTという言葉を目にした方も多いと思います。

LLMは、世界中の膨大なテキストデータから学習を重ね、文脈を理解し、適切な文章を生成する能力を獲得しています。また、人間との対話的なやり取りが可能で、要望に応じて内容を修正・改善していく機能も備えています。LLMが広い知識を獲得し、人と同じように対話的なやり取りが可能となったChatGPT以降、この生成AIブームが起きました。そして、この1年程だけでも加速度的に技術が発展しています。

もう一つ、この1年の重要なキーワードに「マルチモーダル」があります。マルチモーダルAIは例えば、言語と画像、言語と音声など、違うモダリティを理解できるAIです。画像を見せて言語で答えさせる。音声を認識して、音声で答える、などの技術が急速に発展しています。これも、とてつもなく賢くなって、広い知識を獲得したLLMに、画像理解AIを付ける。音声理解AIを付ける、ことで劇的な技術発展をもたらしています。

図表2 代表的なLLM

サービス名	提供会社	特 色	料 金
ChatGPT	OpenAI	非常に性能が良い。多機能。	無料/月20ドル
Claude	Anthropic	文章、プログラム品質が良い。	無料/月20ドル
Gemini	Google	Googleサービスとの相性が良い。	無料/月20ドル
Llama	Meta	無料。ローカルサーバで実行可能。日本語は弱い。	無料

2. 代表的な生成AI

現在、一般に利用できる代表的な生成AIサービスには図表2のようなものがあります。なお、ここでは画像生成AIや動画生成AIではなく、LLMをベースとした生成AIを挙げます。料金は一般ユーザーの価格で、料金体系が複数設定されているサービスもあります。どのLLMも、すべてのサービスが使えるのは有料アカウントのみです。無料アカウントでは使えるモデルの制限、入力

プロンプト量、質問数の制限などがありますが、無料アカウントでも十分体験はできます。

ChatGPT(OpenAI社)

最も普及している対話型AI。GPT-4oとo1の2つのモデルが提供されています。どちらも高速版と高性能版があります。

GPT-4ではより高度な理解力と生成能力が実現されています。多言語能力も非常に高く、

プログラミングやデータ解析能力も非常に高いです。検索機能も持ち、検索結果を要約するなど可能になりました。スマートフォンアプリやPCアプリではAdvanced Voice Modeが利用できます。Advanced Voice Modelは、ChatGPTとの自然な会話が可能です。

o1は、より深く考えるAIです。処理時間は非常にかかりますが、問題を自ら分解し、手続きを踏んで考えることで、高い問題解決性能を実現しています。

Claude (Anthropic社)

Anthropicは、OpenAIを退社したメンバーが創立したAIベンチャーです。ChatGPTよりも、AIの安全性を考慮し、正確性と慎重な回答が特徴のLLMです。企業のポリシーや規制に準拠した形での利用がしやすく、また、出力の正確性を重視した設計となっています。多言語性能も非常に良く、日本語での対話能力はChatGPT以上との意見もあります。

コードの生成、デバッグ、技術文書の作成など、開発者向けの機能が充実しています。画像認識性能はChatGPTよりも高い性能を示します。

Gemini (Google社)

Geminiは、最新の情報へのアクセスと、マルチモーダルな処理能力が特徴です。Google検索との連携により、常に最新の情報を参照しながら応答を生成できる点が、他のAIにはない強

みとなっています。

また、テキスト、画像、音声など、複数の形式のデータを同時に処理できる能力も優れています。例えば、画像の内容を理解した上でテキストを生成したり、データの視覚化と分析を同時に行ったりすることができます。

特に日本語での対話能力が高く、自然な日本語での対話と、文化的な文脈の理解が優れています。ビジネス利用においても、Googleの各種サービスとの連携が容易です。

Llama (Meta社)

Llamaは、オープンソースモデルです。オープンソースゆえ無料で、組織独自のデータでファインチューニング(事後学習)ができるため、特定の業界や用途に特化したカスタマイズが可能です。

また、ローカル環境で動作させることができるため、インターネット接続なしでの利用や、高度なセキュリティが要求される環境での運用が可能です。データの外部流出を防ぎながら、生成AIの機能を活用できる点が、特に企業利用において重要な利点となっています。

ただし、日本語での対話能力は非常に低く、現時点ではサポートされていません(2024年11月)。マルチモーダル能力も他のサービスには及びません。オープンソースのため、Llamaの日本語特化モデルやマルチモーダルモデルも多数出ていますが、やはり他のサービスより少し性能が劣ります。

目的を明確に伝える

生成AIに指示を出す際、最も重要なのは明確で適切なプロンプトを書くことです。例えば、生成AIを使って企画書を書こうとします。プロンプトに「企画書を書いて」という漠然とした指示では、当然期待する成果物は得られません。人間にお願いするのと同じです。以下のように具体的に伝えることで、質の高い出力結果を得ることができます。

図表3 指示例：新規サービスの企画書作成

対象：20代の若手社会人
目的：健康管理アプリの新規サービス企画
内容：ウェアラブルデバイスとAIを活用した健康管理サービス
重視点：他社との差別化ポイント、収益モデル
文字数：1500字程度
構成：現状分析、課題、提案内容、期待効果

このように、誰に向けて(対象)、何を(内容)、どのような形で(構成)まとめるのかを明確にすることで、生成AIはより適切な文章を生成できます。

背景情報を付け加える

「新入社員向けの研修プログラムを考えて」と指示するだけでなく、会社の状況や課題を伝えることで、より具体的な提案が得られます。

図表4 指示例：研修プログラムの企画

当社の状況：

- ・従業員50名のIT企業
- ・新入社員が年間10名程度
- ・最近、在宅勤務を導入
- ・若手の離職率上昇が課題

これらを踏まえ、3か月間の新入社員研修プログラムを企画してください。特にオンラインとオフラインを組み合わせた効果的な学習方法について、具体的に提案してください。

段階的な改善で質を高める

生成AIとの対話は、1回で終わらせる必要はありません。最初の出力に対して、さらなる改善を求めることで、より質の高い成果物に上げることができます。

図表5 実際のやり取り例：プレスリリースの作成

新しいオンライン英会話サービスのプレスリリースを書いてください。

【生成AI：(基本的なプレスリリースを生成)】

以下の点を追加・強化してください：

- ・サービスの特長をより具体的に
- ・競合他社との違いを明確に
- ・料金体系の説明を追加

【より詳細な内容に改善】

お客様の声を2-3件追加し、説得力を高めてください。

このように、段階的に改善を重ねることで、より完成度の高い文書に上げることができます。

具体例を示してスタイルをそろえる

期待する文体やトーンを明確にするために、具体例を示すのも効果的です。

図表6 指示例：お知らせ文の作成

以下のような文体で、システムメンテナンスのお知らせを作成してください。

参考例：

「いつもご利用ありがとうございます。サービスの品質向上のため、以下の日程でメンテナンスを実施いたします。ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。」

精度を高めるための条件設定

生成AIの出力をより正確にコントロールするには、具体的な制約条件を設定することが有効です。

図表7 指示例：マニュアルの作成

以下の条件を満たす内容で作成してください：

- ・文章は「です・ます」調で統一
- ・専門用語を使う場合は必ず解説を付ける
- ・操作手順は番号付きリストで記載
- ・重要な注意点は太字で強調

一つの段落は3文以内

以上のようなテクニックを組み合わせることで、希望する答えを素早く得ることが可能になります。これらテクニックを「プロンプトエンジニアリング」といいます。

2. 自治体での生成AI活用例

① 東京都の文章生成AI利活用ガイドラインの策定

東京都は、職員が安全かつ効果的に文章生成AIを活用できるよう、「文章生成AI利活用ガイドライン」を策定しています。このガイドラインでは、生成AIの特徴、利用環境、利用上のルール、効果的な活用方法などが詳細に制定されています。さらに、職員向けに具体的な活用事例集も公開し、業務効率化やサービス向上を目指しています。(図表8[1])

② 横須賀市のChatGPT活用

横須賀市は、全庁的にChatGPTの活用実証を行い、その結果を踏まえて本格実装を進めています。さらに、職員のスキルアップや生成AIの新たな活用に取り組んでいます。市役所内でのプロンプトコンテストの実施や、他自治体へのノウハウ提供など、生成AIの適切な活用促進と

市民サービスの向上を目指しています。2万時間以上の時間削減効果があった、との報道もあります。(図表8[2])

③検索拡張生成を用いたチャットボット活用

香川県三豊市では、住民からのごみ出しに関する問い合わせに対応するため、生成AIを活用したチャットボットを導入しました。これにより、24時間365日、住民の質問に自動で回答できる体制を整え、職員の負担軽減と住民サービスの向上を実現しています。(図表8[3])

これらは検索拡張生成(Retrieval Augmented

Generation : RAG)という技術を用いています。RAGは、組織の持つ独自の知識やノウハウデータを生成AIに活用させる手法として、注目を集めています。同様に、京都市では子育てに関する情報提供を目的として、生成AIを活用したチャットボットを導入し、保護者からの多様な質問に対し、迅速かつ的確な回答を提供し、子育て支援の充実を図っています。(図表8[4])

これらの事例のように、生成AIが自治体業務の効率化や住民サービスの向上に用いられはじめています。

図表8 自治体での生成AI活用文献

- [1] 文章生成AI利活用ガイドラインVersion 2.0 : https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/ai_guideline (2024.11アクセス)
- [2] ChatGPTで横須賀市役所が「2万時間以上」の短時間に成功！公務員業務がAIで全面革新、自治体専用ChatGPTも：ダイヤモンド・オンライン, <https://diamond.jp/articles/-/327808> (2024.11アクセス)
- [3] 「チャットGPTを利用したごみ出し案内」本格導入について : <https://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/shiminkankyoku/eisei/2/chatGPT/index.html>
- [4] 京都市AIチャットボットについて : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000321760.html>

4 生成AIを活用する際の注意点

生成AI技術の急速な発展により、多くの企業や組織でその活用が進んでいます。しかし、その便利さの一方で、適切な利用のために注意すべき点もいくつか存在します。

1. 機密情報の取り扱いについて

生成AIに入力した情報は、基本的にサービス提供会社のサーバーに送信されます。そのため、機密情報の取り扱いには特に注意が必要です。例えば、個人情報や機密情報、取引先との契約内容などを安易に入力することは避けなければなりません。

「企画書のチェックを依頼したい」という場合でも、具体的な社名や数値を伏せ字にするなど、機密情報を除いた形で利用することが推奨されます。また、パスワードやアクセス情報などのセキュリティに関わる情報は、絶対に入力してはいけません。

また、入力された情報をサービス提供会社の学習データに使用される恐れがあります。学習データに使用しない機能が選択できるサービスでは、必ず設定することをおすすめします。また、入力データの取り扱いについては、利用規約を確認してください。

2. 出力内容のファクトチェック(真偽検証)

生成AIは、時として「もっともらしい」誤情報を生成することがあります。これは「ハルシネーション(幻覚)」と呼ばれ、生成AIの特徴的な課題の1つです。そのため、生成された情報は人間が検証する必要があります。

特に、数値データや固有名詞、法的な記述などは、その正確性を慎重に確認しましょう。例えば、「2023年の日本のGDP」といった具体的な数値を生成AIが示した場合、必ず公式の統計データと照合する必要があります。

ハルシネーションを起こさないようなプロンプトも必要です。基本的に、LLMは学習していないことを生成させるとハルシネーションを起こしやすいです。的確な情報を提示すること、「知らなければ知らないと教えてください」などをプロンプトに追加することである程度回避できます。ChatGPTやGeminiのように検索機能を持ったLLMでは、「検索して正確な情報で」という文言をプロンプトに追加するのも効果的です。

3. 著作権侵害の可能性

生成AIを使用する際は、想定外に著作権侵害を起こしてしまう可能性があります。まず、生

成AIに入力する情報の著作権の侵害があります。他者の著作物を無断で入力することは、著作権侵害となる可能性があります。

また、生成AIが生成した内容が著作権を侵害する可能性があります。特に、画像生成AIでは著作権や肖像権の侵害にならないか、確認が必要になります。また、生成された内容をそのまま使用するのではなく、人間による適切な編集や改変を加えることが必要です。

4. 利用ガイドラインの策定

組織として生成AIを活用する場合、その利用範囲を明確に定めることが重要です。例えば、「社内の参考資料作成には使用可能だが、対外的な文書は必ず確認が必要」といったガイドラインの策定が必要です。

5 生成AIとの上手な付き合い方

本稿では、生成AIの基礎知識から具体的な活用方法、注意点など、実務での活用に必要な要素を幅広く解説してきました。ここで重要なポイントを整理してみましょう。

生成AIは、私たちの「仕事の仕方」を大きく変える可能性を秘めています。文章作成、情報分析、アイデア発想など、多くの場面で活用でき、その効果も着実に表れ始めています。では、組織として生成AIをどのように活用していくべきでしょうか。ポイントは以下の3点です。

●明確なガイドラインの策定

まず、利用規定のガイドラインを策定しましょう。生成AI活用のガイドラインは、基本的なITリテラシの延長線上にあるものとして捉えることができます。機密情報の取り扱いや、情報の正確性確認など、既存のIT活用ルールが多くが、そのまま生成AIにも適用できます。

重要なのは、過度な制限や新たな手間を増やさないことです。例えば、生成AI利用時の「厳格なファクトチェック」を求めすぎると、かえって業務効率の低下を招きかねません。通常の業務における確認プロセスの中で、自然と精度を担保できる仕組みを作りましょう。

ガイドラインの目的は「制限」ではなく「促進」です。具体的な活用例を示し、職員が積極的に活用できる環境を整えることで、組織全体のデジタル化を加速させることができます。

6 おわりに

生成AIは、使い次第で強力な「パートナー」となります。その特性と限界を理解した上で、組織に合った活用方法を見出していくことが必要です。本稿が、生成AI活用の一助となれば幸いです。

特に、重要な意思決定や、専門的な判断が必要な場面では、生成AIを単独で使用することは避けるべきです。あくまでも、人間の判断を支援するツールとして位置付け、最終的な判断は必ず人間が行うようにしましょう。

これらの注意点は、生成AIの利用を過度に制限するものではありません。機密情報と取り扱いや著作権についても、一般的なITリテラシと同じです。「生成AIだから」と必要以上に制限する必要はありません。ファクトチェックも、やり過ぎはかえって無駄な作業を発生させてしまいます。ファクトチェックが必要なものと必要のないものをしっかりと理解して、制度化することが大切です。適切な利用範囲と方法をガイドラインとして規定することで、より効果的な活用が可能になります。

●段階的な展開

生成AIの展開は、小規模な実証実験から始めましょう。まず、ITリテラシの高い部署や、業務改善に意欲的な部署で試験的に導入し、効果検証を行うのもいいと思います。

重要なのは、成功事例の共有の仕組みづくりです。例えば「プロンプトライブラリ」のような形で、効果的な指示文とその結果を組織内で共有できる仕組みを整備しましょう。

また、「プロンプトが上手く書けない」という声も多く聞かれます。基本的な指示の出し方や、具体的な業務での活用例を含めた研修プログラムを用意することで、誰もが活用できる環境を整えることが重要です。段階的に範囲を広げながら、組織全体のスキル向上を図っていきましょう。

●活用を促進する文化づくり

生成AIの活用において、過度な制限や煩雑な手続きは、かえって業務効率の低下を招きかねません。「セキュリティ」や「品質管理」を恐れて、必要以上の制約を設けていないか、常に見直す姿勢が重要です。さらに、従来業務の改善に留まらず、生成AIを活用した新しい取り組みにもチャレンジできる風土づくりが大切です。「こんな使い方もできるのでは？」という提案を積極的に取り上げ、組織全体でイノベーションを促進する姿勢が求められます。

「行政事務標準文字」の対応

ソリューション推進部企画開発課

1 はじめに

これまでの自治体情報システムでは、住民の氏名等にコンピューターの文字入力ソフトに登録されていない文字が含まれていた場合、それぞれの自治体で独自の「外字」を作成し、コンピューターに登録していました。このため、自治体ごとにコンピューターで表示・入力できる文字が異なり、自治体間のデータ連携で文字化けが生じるなどの課題がありました。

自治体情報システムの標準化・共通化(以下「システム標準化」という。)における文字の

対応では、データ要件・連携要件標準仕様書において、全国共通の文字セット(文字の集まり)である「行政事務標準文字」を活用する方針が定められています。これによりコンピューターで表示・入力できる文字が全国で統一され、各自治体で外字を管理するコストの削減や、自治体間のデータ連携が円滑になることが期待されています。

今回は、行政事務標準文字に関する国等の動向及び当センターのシステム標準化に伴う文字対応方針を御紹介します。

2 行政事務標準文字について

行政事務標準文字は、全国の標準準拠システムで活用することを目的としてデジタル庁が作成した文字セットです。

行政事務標準文字には、全国の戸籍情報システムで使用されている約163万文字を字形

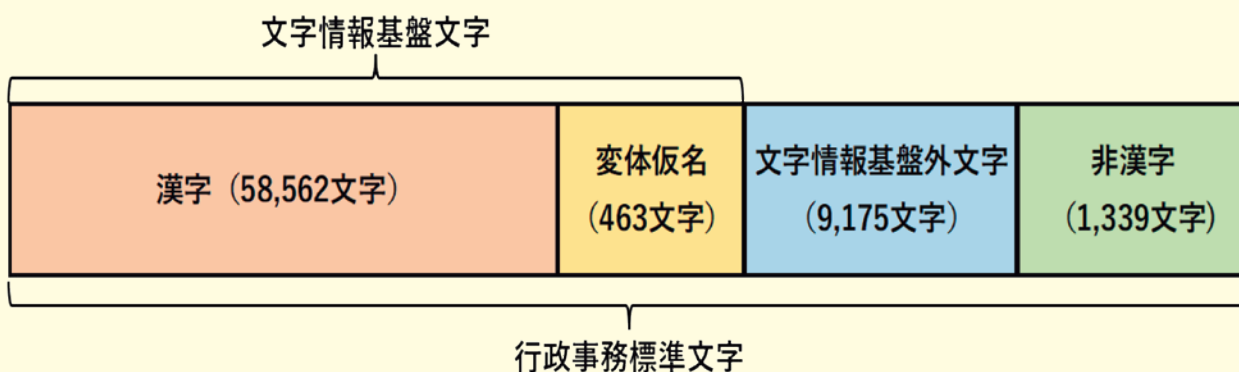
差の大小を考慮し約60,000字に集約した「文字情報基盤文字」のほか、標準準拠システムの運用上必要とデジタル庁が判断した約9,000字の「文字情報基盤外文字」等を含んだ約70,000字で構成されています。(図表1)

図表1 行政事務標準文字のイメージ

・行政事務標準文字【1.0版】

行政事務標準文字は、標準準拠システムにおいて共通で使う文字・文字セットであり、文字情報基盤文字を拡張した文字セットです。標準準拠システムの氏名等を表示する際に使用します。

ただし、行政事務標準文字であっても、標準化対象事務の法令等で使用できないと規定されている文字については、その事務で使用することはできません。



【デジタル庁】地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会(第8回)資料に基づきセンターで再編集

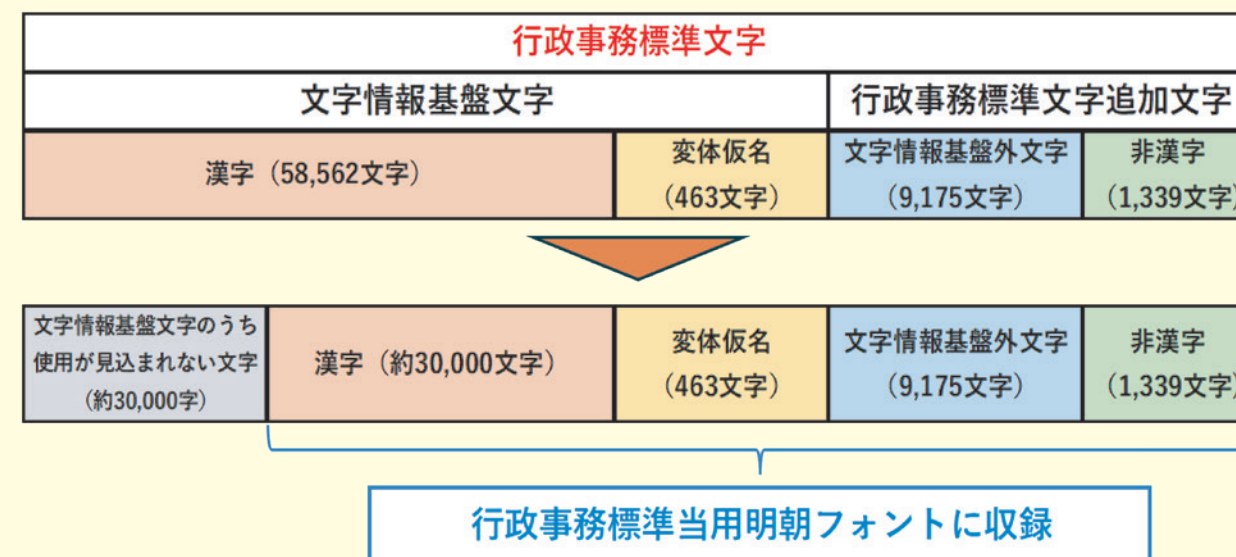
3 行政事務標準当用明朝フォントについて

コンピューターで文字を入力・表示するためには、文字の形や大きさなどを定義した「文字フォント」をインストールする必要がありますが、1つの文字フォントに収録可能な文字数は約65,000字と決まっています。このため、約70,000字で構成されている行政事務標準文字の全てを1つのフォントファイル

に収録することはできません。

そこで、行政事務標準文字から選別した約45,000字を1つのフォントに収録した「行政事務標準当用明朝フォント」(以下「当用フォント」という。)をデジタル庁が整備し、令和6年9月30日に各自治体へ提供されました。

図表2 行政事務標準当用明朝フォントのイメージ



【デジタル庁】地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会(第8回)資料に基づきセンターで再編集

4 当センターの行政事務標準文字対応方針

当センターが現在、オールインワンパッケージとして提供している総合行政情報システムには、「住民記録」等のシステム標準化の対象となる業務システム(標準準拠システム)と、「公営住宅」、「上下水道」、「財務会計」、「人事給与」等のシステム標準化の対象となら

ない業務システム(以下「標準化対象外システム」という。)があります。当センターは、標準準拠システムにおいては当用フォントを基本として行政事務標準文字に対応し、標準化対象外システムにおいてはMS明朝フォントを継続使用する方針としています。

5 おわりに

行政事務標準文字への文字同定の結果、一部住民において、氏名に使用されている文字の字形が変化する可能性があり、各自治体において、この「字形の変化」について広報誌等で周知することが求められています。

また、行政事務標準文字の住民基本台帳等への反映は各自治体の責任において実施す

ることとされており、文字同定の結果の確認など、主体的な対応が必要となっています。

当センターは、システム標準化で必要となる対応について、行政事務標準文字への対応も含め、今後も各自治体へ積極的に情報提供等を行って支援し、相互理解を深めながら実施してまいります。

振り仮名法制化の対応

アウトソーシング事業部情報振興課

1 はじめに

令和5年法律第48号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日公布）において、住民基本台帳法の一部が改正され、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等の対応が必要となります。（図表1）

ここでは、センターが提供するシステムにおける「マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等の対応（振り仮名法制化の対応）」について、御紹介します。

2 法改正の概要について

マイナンバー法等の一部改正により、2024年から、海外においてもマイナンバーカードの継続利用が可能となり、在外公館において、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等が可能となりました。また、マイナンバーカードを海外で容易に提示できるよう、マイナンバーカードの券面に氏名のローマ字表記を行うことを目的とし、戸籍、住民票等の記載事項に公証された「氏名の振り仮名」及び「旧氏の振り仮名」を追加することが示され、住民記録システムでは、氏名の振り仮名及び公証状況の管理、証明書への記載が必要となります。

併せて、氏名の振り仮名表記は、官民の手続きを問わず、本人を同定するために各種申請において必要とされていることから、官民で氏名の振り仮名を活用できるよう、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載するとされています。

令和7年5月26日から、氏名振り仮名及び旧氏振り仮名の管理が始まります（第3号施行日）。第3号施行日から1年間は振り仮名の届け出期間となり、1年後にその日時点で登録されていない振り仮名を、各自治体が職権により記載することが求められています（第4号施行日）。

氏名の振り仮名については、戸籍に記載されている者に対して、本籍地市区町村が通知を行い、本籍地市区町村の戸籍システムに登録され、住所地市区町村に連携されます。旧氏の振り仮名については、住民票に旧氏が記載されている住民に対して、住所地市区町村が通知を行い、住所地市区町村の住民記録システムに登録され、本籍地市区町村へ連携されます。

図表1
マイナンバー法等の一部改正法の概要

【改正のポイント】	
1. マイナンバーの利用範囲の拡大 （マイナンバー法、住民基本台帳法） ■ 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてマイナンバーの利用の促進を図る。 ■ 具体的な利用範囲の拡大は、従来通り法律改正で実施。 ■ 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格者、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。 → 各種事務手続における連携の効率化	4. マイナンバーカードの普及・利用促進 （マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局業務法） ■ 在外公館で、国外転出国に対するマイナンバーカードの交付・電子証明書の発行等に際する業務を可能とする。 ■ 自治体から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付・受領等ができるようになる。 ■ 国庫等の入札を行う電子入札利用証明を付する、利用者の確認をする方法の整備をする（例：国庫等での活用）。 → マイナンバーカードを申請・取得できる自治体の拡大及び利用の促進
2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し （マイナンバー法、行政手続法） ■ 法律でマイナンバーの利用が認められている事項に「事務の性質が同一であるものに限り」という制限を加え、マイナンバーの利用を可能とする。 ■ 情報の連携の促進に関する事項は、従来通り法律改正で実施。 ■ 法律でマイナンバーの利用が認められている事項について、主権者令に規定することで情報連携を可能とする。 → 関係機関が行われた記録は、マイナンバーカードで照合可能 → 新規で必要とされる機関間の情報連携により速やかな対応が可能に	5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加 （戸籍法、住民票法等） ■ 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。 ■ マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。 → 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に
3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化 （マイナンバー法、国民健康保険法） ■ 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。 ■ 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードにより、健康保険を受けることができる仕組みとなる。必要に応じて受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を発行。 → すべての健康保険者の円滑な健康保険を受ける可能に	6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等による登録の特例制度の新設） （公金受取口座法） ■ 政府の給付金等（金銭給付金を除く）に対して「登録促進等により、登録を通知した上で開示を待たず又は一定期間内に回答がなく、開示したものと取り扱われる場合、内閣府等は当該口座を公金受取口座として登録可能に」。 （例1）公金受取口座はあらかじめ利用。 （例2）開示・開示の本人確認にない、公証で制度の取組を進める。 → デジタルに不慣れな方も簡単に登録が可能及び受付の迅速化 施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

（戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法）

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



出典：デジタル庁「マイナンバー法等の一部改正法の概要」資料より抜粋

3 センターシステムの対応について

第3号施行日に向けた追加予定の機能について説明します。なお、第4号施行日に向けた機能追加は、標準準拠システムで対応予定です。

(1) 照会画面への振り仮名公証状況管理項目の追加

第3号施行日後は、現在管理している氏名かな及び旧氏かなに加え、公証状況を表示します。

(2) 異動入力への振り仮名公証状況登録機能の追加

氏名の振り仮名は、本籍地市区町村にて公証され、住基ネット経由や郵送で住所地市区町村に住民票記載事項通知が連携されます。「住基ネット経由で受信した通知を用いた異動」又は「職権修正（一部）」の異動により、氏名の振り仮名を登録します。

旧氏の振り仮名は、住所地市区町村にて公証されます。「職権修正（一部）」の異動により、住民が届けた旧氏の振り仮名を登録します。

法改正対応プログラムの適用以降、振り仮名の公証状況の入力項目が表示されますが、第3号施行日までには入力不可の項目とし、第3号法施行日後に入力が可能となります。

(3) 証明書への振り仮名記載追加

氏名振り仮名及び旧氏振り仮名については、証明書の記載項目となります。そのため、以下の帳票に対して改修を行い、第3号施行日以降に振り仮名をカタカナで表示できるようにします。（図表2）

- ・住民票（個人） ※日本人様式のみ
- ・住民票（世帯）
- ・除票簿 ※日本人様式のみ
- ・転出証明書
- ・記載事項証明書
- ・除票記載事項証明書
- ・原本 ※日本人様式のみ

第3号施行日直後は、一律で「公証なし」の状態となり、公証状況が更新されるまで振り仮名はひらがなで表示されます。

なお、外国人の振り仮名は今回の法改正対象外となるため、個人様式の証明書については、日本人様式のみが改修対象となります。

また、コンビニ交付導入自治体においては、コンビニ交付で発行する証明書も公証された振り仮名が表示されるようになります。

(4) その他帳票及びEUCへの振り仮名記載追加

閲覧名簿について、第3号施行日まで、今までと同様（何も表示しない、又はひらがなで表示）の表示とし、第3号施行日後は、公証された振り仮名をカタカナ（証明書と同じ形式）で表示します。明細タイトルの「ふりがな」は、法改正対応プログラムの適用以降、「振り仮名」に変更します。

また、新規EUC「住民台帳（全て）」※振り仮名公証確認用を作成します。これまでの住民基本台帳の情報に加え、振り仮名の公証状況の確認が可能となります。

(5) 住基ネットの連携内容の見直し

振り仮名法制化に伴い、住基ネットへ連携する振り仮名の内容も変更となるため、既存住基システム改造仕様書の記載のとおり仕様を見直します。

住基ネットと連携する情報について、未公証の振り仮名はひらがなで、公証された振り仮名はカタカナで連携します。

(6) 旧氏の振り仮名を記載する旨の通知作成処理追加

住民記録システムに旧氏が登録されている対象者に対して、旧氏の振り仮名を記載する旨の通知を一括で作成します。また、通知書と併せて発送者一覧表も出力します。

なお、通知書レイアウトについて、現時点で国からレイアウトの提示がない状況のため、氏名の振り仮名に関する通知のレイアウトを参考に、旧氏の通知として必要な項目を精査し、開発を進めています。

(7) 標準準拠システムの対応について

標準準拠システムについては、証明書の様式は標準仕様書に示されている様式に統一します。詳細については、システム標準化対応として、別途、御案内させていただきます。

図表2 帳票サンプル「住民票（個人）」の一部

岐阜県行政市 住 民 票									
姓	ジュウミンゼイ ダスイ 住民税 下水			氏	スイドウ 水道		生年月日	昭和59. 6. 4	
世帯主	住民税 下水			続柄	世帯主		性別	男	住民となった年月日 昭59. 6. 4
岐阜県行政市上水44717番地2 上水4アパート2号							平成25. 3.	2転居	

※開発中の様式のため、変更となる場合があります。

4 おわりに

システムの改修内容については、今後、国が提示する仕様・要件によって変更となる場合があります。当センターの対応内容及びシステム実装機能の詳細については、住民記録専門部会を開催して御案内する予定です。